

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成27年9月17日(2015.9.17)

【公開番号】特開2015-101985(P2015-101985A)

【公開日】平成27年6月4日(2015.6.4)

【年通号数】公開・登録公報2015-036

【出願番号】特願2013-241831(P2013-241831)

【国際特許分類】

F 04 C 18/02 (2006.01)

【F I】

F 04 C 18/02 311 F

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月31日(2015.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明に係るスクロール圧縮機は、密閉容器と、前記密閉容器内に設けられた固定スクロール及び揺動スクロールと、前記揺動スクロールを旋回駆動する主軸と、前記主軸を半径方向に支持するコンプライアントフレームと、前記コンプライアントフレームを半径方向に支持し、前記密閉容器に固定されたガイドフレームと、前記揺動スクロールと前記コンプライアントフレームとの間に配置されるとともに前記ガイドフレーム内に収容され、前記揺動スクロールの自転を防止するオルダム機構と、を備え、前記オルダム機構は、リング部と、前記リング部の一方の面側に突出して設けられ、前記固定スクロールに形成されたオルダム案内溝に往復摺動自在に係合する固定側キー部と、前記リング部の前記一方の面側に突出して設けられ、前記揺動スクロールに形成されたオルダム案内溝に往復摺動自在に係合する揺動側キー部と、を有しており、前記固定側キー部は、前記リング部から半径方向外側に配置されており、前記ガイドフレームの内周面のうち前記固定側キー部と対向する位置には、前記固定側キー部と接触させない逃げ部が設けられていることを特徴とするものである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

密閉容器と、

前記密閉容器内に設けられた固定スクロール及び揺動スクロールと、

前記揺動スクロールを旋回駆動する主軸と、

前記主軸を半径方向に支持するコンプライアントフレームと、

前記コンプライアントフレームを半径方向に支持し、前記密閉容器に固定されたガイドフレームと、

前記揺動スクロールと前記コンプライアントフレームとの間に配置されるとともに前記ガイドフレーム内に収容され、前記揺動スクロールの自転を防止するオルダム機構と、を備え、

前記オルダム機構は、リング部と、前記リング部の一方の面側に突出して設けられ、前記固定スクロールに形成されたオルダム案内溝に往復摺動自在に係合する固定側キー部と、前記リング部の前記一方の面側に突出して設けられ、前記摺動スクロールに形成されたオルダム案内溝に往復摺動自在に係合する摺動側キー部と、を有しており、

前記固定側キー部は、前記リング部から半径方向外側に配置されており、

前記ガイドフレームの内周面のうち前記固定側キー部と対向する位置には、前記固定側キー部と接触させない逃げ部が設けられていることを特徴とするスクリール圧縮機。

【請求項 2】

前記摺動側キー部は、前記リング部上に配置されていることを特徴とする請求項 1 に記載のスクリール圧縮機。

【請求項 3】

前記固定側キー部は、前記リング部のうち前記固定側キー部の形成部分以外の部分の外径よりも外側に配置されていることを特徴とする請求項 1 又は請求項 2 に記載のスクリール圧縮機。